

令和7年度

鳥取県手をつなぐ育成会
臨時(第2回)総会

【とき】 令和8年3月18日(水) 13時30分～

【ところ】 倉吉市・倉吉体育文化会館

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会

手をつなぐ母の歌

Moderato (♩=100)

久富吉晴 作詞
作曲



あ つ き ね - が い に い き る - ひ と - い



く と せ か さ ね て い ま も な お - と



も - に か た ら ん ま こ と も て - て



と て を つ な ぐ は は わ れ ら -

手をつなぐ母の歌

久富吉晴 作詞 作曲

① 熱き希ねがいに活きる人

幾とせ重ねて今もなお
共に語らんまこともて
手と手をつなぐ母われら

② 深き希ねがいに活きる人

行く手を望みて倅せを
共に拓ひらかんまこともて
手と手をつなぐ母われら

③ 同じ希ねがいに活きる人

光のさしそう母の座を
共に頌ほたんまこともて
手と手をつなぐ母われら

日 程

13時30分～15時00分

1 開 会

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議事録署名者選出

5 議 事

議案第1号 令和7年度補正予算(案)について

議案第2号 令和8年度事業計画(案)並びに予算(案)について

議案第3号 定款の変更について

6 閉 会

議案第 1 号

令和 7 年度補正予算（案）について

（提案理由）

当初予算に計上した事業の執行にあたり、変更事由が生じたことに伴い、関連予算の補正を行いたいので承認願いたい

- ①権利擁護勉強会における助成金収入（全育連：ゆうちょ財団助成金）の増及び講師旅費支出の増
- ②鳥取県手をつなぐスポーツ祭りにおける補助金収入（鳥取県：当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金）の増

（説明資料）

「令和 7 年度補正予算書（案）」 P 2～5

令和7年度 補正予算書 (案)
令和7年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当初予算	補正後予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益			
特定資産受取利息			
受取入会金	50,000	50,000	0
受取入会金	50,000	50,000	0
受取会費	2,101,000	2,101,000	0
正会員会員受取会費	1,859,000	1,859,000	0
団体会員受取会費	110,000	110,000	0
賛助会費受取会費	132,000	132,000	0
受取掛金	3,600,000	3,600,000	0
受取掛金	3,600,000	3,600,000	0
受取補助金等	5,035,000	5,635,000	600,000
受取地方公共団体補助金	4,798,000	5,298,000	500,000
受取民間助成金	237,000	337,000	100,000
受取委託金	4,814,000	4,814,000	0
受取委託金	4,814,000	4,814,000	0
受取負担金	200,000	200,000	0
受取負担金	200,000	200,000	0
雑収益	101,000	101,000	0
受取利息	30,000	30,000	0
雑収益	71,000	71,000	0
経常収益計	15,901,000	16,501,000	600,000
(2) 経常費用			
事業費	16,653,000	16,753,000	100,000
給料手当	2,014,000	2,014,000	0
会議費	463,000	463,000	0
旅費交通費	967,000	1,067,000	100,000
通信運搬費	427,000	427,000	0
消耗品費	1,374,000	1,374,000	0
印刷製本費	1,501,000	1,501,000	0
使用料・賃借料	914,000	914,000	0
保険料	37,000	37,000	0
諸謝金	562,000	562,000	0
支払負担金	344,000	344,000	0
支払助成金	1,841,000	1,841,000	0
支払参加費	10,000	10,000	0
支払分担金	10,000	10,000	0
支払給付金	2,850,000	2,850,000	0
委託費	3,142,000	3,142,000	0
手数料	197,000	197,000	0
管理費	2,597,000	2,597,000	0
給料手当	511,000	511,000	0
会議費	28,000	28,000	0
旅費交通費	683,000	683,000	0
通信運搬費	119,000	119,000	0
消耗品費	18,000	18,000	0
印刷製本費	193,000	193,000	0
使用料・賃借料	111,000	111,000	0
諸謝金	142,000	142,000	0
支払負担金	131,000	131,000	0
支払分担金	429,000	429,000	0
支払参加費	95,000	95,000	0
手数料	66,000	66,000	0
雑費	1,000	1,000	0
慶弔費	50,000	50,000	0
租税公課	20,000	20,000	0
経常費用計	19,250,000	19,350,000	100,000

令和7年度 補正予算書 (案)
令和7年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当初予算	補正後予算額	増減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,349,000	△ 2,849,000	500,000
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等計			0
当期経常増減額	△ 3,349,000	△ 2,849,000	500,000
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益			0
経常外収益計			0
(2) 経常外費用			0
経常外費用			0
特定資産積立費用			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額			0
他会計振替額			0
当期一般正味財産増減額	△ 3,349,000	△ 2,849,000	500,000
一般正味財産期首残高	37,399,775	37,399,775	0
一般正味財産期末残高	34,050,775	34,550,775	500,000
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等			0
一般正味財産への振替額			0
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高	34,050,775	34,550,775	500,000

令和7年度 補正予算書内訳表(案)
令和7年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引控除	合 計
	研修事業	社会啓発事業	社会参加促進事業	小計	その他事業	互助会事業	小計			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取入会金	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	50,000
受取入会金	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	50,000
受取会費	0	0	0	0	363,000	0	363,000	1,738,000	0	2,101,000
正会員会員受取会費	0	0	0	0	363,000	0	363,000	1,496,000	0	1,859,000
団体会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	110,000	0	110,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	132,000	0	132,000
受取掛金	0	0	0	0	0	3,600,000	3,600,000	0	0	3,600,000
受取掛金	0	0	0	0	0	3,600,000	3,600,000	0	0	3,600,000
受取補助金等	250,000	270,000	4,738,000	5,258,000	377,000	0	377,000	0	0	5,635,000
受取地方公共団体補助金等	0	270,000	4,738,000	5,008,000	290,000	0	290,000	0	0	5,298,000
受取民間助成金	250,000	0	0	250,000	87,000	0	87,000	0	0	337,000
受取委託金	0	0	0	0	4,814,000	0	4,814,000	0	0	4,814,000
受取委託金	0	0	0	0	4,814,000	0	4,814,000	0	0	4,814,000
受取負担金	0	0	200,000	200,000	0	0	0	0	0	200,000
受取負担金	0	0	200,000	200,000	0	0	0	0	0	200,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	101,000	0	101,000
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	71,000	0	71,000
経常収益計	250,000	270,000	4,938,000	5,458,000	5,554,000	3,650,000	9,204,000	1,839,000	0	16,501,000
(2) 経常費用										
事業費	389,000	838,000	6,322,000	7,549,000	5,554,000	3,650,000	9,204,000		0	16,753,000
給料手当	89,000	134,000	1,334,000	1,557,000	157,000	300,000	457,000		0	2,014,000
会議費	3,000	4,000	412,000	419,000	34,000	10,000	44,000		0	463,000
旅費交通費	155,000	69,000	351,000	575,000	327,000	165,000	492,000		0	1,067,000
通信運搬費	24,000	32,000	164,000	220,000	149,000	58,000	207,000		0	427,000
消耗品費	6,000	10,000	1,100,000	1,116,000	253,000	5,000	258,000		0	1,374,000
印刷製本費	28,000	335,000	533,000	896,000	456,000	149,000	605,000		0	1,501,000
使用料・賃借料	26,000	244,000	470,000	740,000	157,000	17,000	174,000		0	914,000
保険料	0	0	37,000	37,000	0	0	0		0	37,000
諸謝金	50,000	0	208,000	258,000	304,000	0	304,000		0	562,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0		0	0
支払負担金	6,000	8,000	81,000	95,000	243,000	6,000	249,000		0	344,000
支払助成金	0	0	1,530,000	1,530,000	311,000	0	311,000		0	1,841,000
支払参加費	0	0	0	0	0	10,000	10,000		0	10,000
支払分担金	0	0	0	0	0	10,000	10,000		0	10,000
支払給付金	0	0	0	0	0	2,850,000	2,850,000		0	2,850,000
委託費	0	0	0	0	3,142,000	0	3,142,000		0	3,142,000
手数料	2,000	2,000	102,000	106,000	21,000	70,000	91,000		0	197,000
管理費								2,597,000	0	2,597,000
給料手当								511,000	0	511,000
会議費								28,000	0	28,000
旅費交通費								683,000	0	683,000
通信運搬費								119,000	0	119,000
消耗品費								18,000	0	18,000
印刷製本費								193,000	0	193,000
使用料・賃借料								111,000	0	111,000
諸謝金								142,000	0	142,000
支払負担金								131,000	0	131,000
支払分担金								429,000	0	429,000
支払参加費								95,000	0	95,000
手数料								66,000	0	66,000
雑費								1,000	0	1,000
慶弔費								50,000	0	50,000
租税公課								20,000	0	20,000
経常費用計	389,000	838,000	6,322,000	7,549,000	5,554,000	3,650,000	9,204,000	2,597,000	0	19,350,000

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引 控除	合 計
	研修事 業	社会啓 発事業	社会参 加促進 事業	小計	その他 事業	互助会 事業	小計			
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 139,000	△ 568,000	△ 1,384,000	△ 2,091,000	0	0	0	△ 758,000	0	△ 2,849,000
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 139,000	△ 568,000	△ 1,384,000	△ 2,091,000	0	0	0	△ 758,000	0	△ 2,849,000
2. 経常外増減の部										0
(1) 経常外収益										0
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										0
経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産積立費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 139,000	△ 568,000	△ 1,384,000	△ 2,091,000	0	0	0	△ 758,000	0	△ 2,849,000
一般正味財産期首残高	114,804	△ 249,132	6,561,053	6,426,725	0	26,843,667	26,843,667	4,129,383	0	37,399,775
一般正味財産期末残高	△ 24,196	△ 817,132	5,177,053	4,335,725	0	26,843,667	26,843,667	3,371,383	0	34,550,775
II 指定正味財産増減の部										0
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 24,196	△ 817,132	5,177,053	4,335,725	0	26,843,667	26,843,667	3,371,383	0	34,550,775

議案第 2 号

令和 8 年度事業計画（案）並びに予算（案）について

（提案理由）

令和 8 年度事業計画（案）及び予算（案）を別紙のとおり策定したので、
実施方について承認願いたい

（説明資料）

「令和 8 年度事業計画(案)」 P 7～13

「令和 8 年度予算書(案)」 P 14～18

令和8年度事業計画（案）

I 基本方針

鳥取県が制定した「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）」及び「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の理念を踏まえ、本人・家族・支援者が安心して暮らし続けられる地域づくりに寄与していくために、下記の重点目標に取り組みます。

■ 成年後見制度改正を見据えた支援の充実

成年後見制度の改正により求められる「本人の意思を尊重した柔軟な支援」の実現に向け、**安心サポートファイル（あいサポートファイルとっとり）**の普及啓発を強化します。出前講座やあいサポートファイル活用研修会を通じて、親なきあとの不安解消に取り組むとともに、本人の自主性・自律性を育み、地域での自立した生活と社会参加につながる支援を推進します。

■ 災害への備えと地域連携の強化

近年多発する災害を踏まえ、まずは「自助」を基本に、行政や関係団体と連携しながら、地域ごとの協力体制を整備するため避難所体験（訓練）等を行い、平時からの備えと情報共有に努めます。

■ 全国大会開催に向けた準備

令和10年11月に鳥取県で全国大会が開催されることが決定しました。本年度より準備委員会を立ち上げ、関係者の協力のもと、円滑な開催に向けた準備を進めます。

■ 育成会組織の基盤強化と充実・活性化

会員および関係者にとって魅力ある組織であり続けるため、積極的な情報発信を推進するとともに、行政、福祉関係機関、各種団体との連携を一層強化し、会の活性化に向けた取組みを進めます。

1 会務の運営

<事業費：549 千円>

- (1) 総会 年2回
- (2) 理事会 年6回
- (3) 監事会 年1回
- (4) 正副会長会 年3回程度
- (5) 組織部、事業部、本人支援部 年1回程度

※事業名の内「公益目的実施事業」の表記については、公益法人改革に伴う一般社団法人への移行のため公益目的支出計画に定められた事業で、基本的に継続して実施することが必要であるもの。

2 研修事業の実施

権利擁護勉強会の開催「公益目的実施事業」（共募助成事業）

<事業費：160 千円>

権利侵害や成年後見制度の利用等、様々な権利擁護について学ぶことを目的に権利擁護支援センター等の協力を得て勉強会を開催する。

- [期日・場所] 東部
- [テーマ] 防災について（避難所体験等）
- [講師] 鳥取県社会福祉協議会 災害福祉支援センター 職員

3 社会啓発事業の推進

(1) 会報の発行と情報提供「公益目的実施事業」（県補助事業）

<事業費：558 千円>

縮小

①会報「育成とっとり県」の発行

育成会活動に関する情報等の伝達及び啓発することを目的に、会報「育成とっとり県」を発行し広く会員及び関係機関・団体等へ配布する。

- [発行] 第56号（2月）
- [部数] 1,500部
- [編集会議] 年2回程度

②ホームページ等による情報提供

ホームページにより県内の活動状況や中央・ブロックの情勢を会員並びに関係者、一般の方へ情報提供を行う。

(2) 県民総合福祉大会の共催（県補助事業）

<事業費：100 千円>

県内の高齢者・障がい者・社会福祉関係者等が一堂に会し、その士気の高揚を図るとともに、本県の社会福祉の発展に功労のあった方々を顕彰する。（県育成会会長表彰・感謝を含む）

- [期日・場所] 8月26日（水） 倉吉市・エースパック未来中心
※鳥取県手をつなぐ育成会70周年記念大会

(3) 知的障がいに対する理解促進と啓発

知的障がい児者理解啓発キャラバン隊による啓発

4 社会参加促進事業の推進

縮小

(1) 第29回鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催《公益目的実施事業》(県補助事業)

＜事業費：2,638千円＞

県内の知的障がい児者等がスポーツを通じて、自らの健康増進と体力向上を図るとともに、社会参加の意欲を高め、相互の交流と社会啓発を目的とする。

[期日・場所] 9月26日(土)

湯梨浜町・東郷湖羽合臨海公園ハワイ夢広場他

[実行委員会] 年1回程度

[競技委員会] 年3回程度

(2) 第17回ふれんず大会の開催《公益目的実施事業》(県補助事業) <事業費：350千円>

地域における知的障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを目的に、本人が企画・運営して行う本人の県大会を開催する。あわせて、地域での仲間づくりを進め、本人活動が活発になることを目的とする。

[期日・場所] 未定・中部

[内 容] 本人部会「いちばん星の会」で検討・実施

[実行委員会] 年6回程度

(3) 知的障害者自立支援・社会参加促進事業《公益目的実施事業》(県補助事業)

＜事業費：1,400千円＞

①各種レクリエーション教室等の開催

広域的に実施する知的障がい児者を対象とした各種教室等を開催し、社会的生活能力の向上を図るとともに、その主体的な社会活動を育成し、支援をすることにより、地域における社会参加を図ることを目的とする。

[期日・場所] 東部地区 未定 担当：鳥取市育成会

中部地区 未定 担当：中部育成会

西部地区 未定 担当：米子市育成会

5 県委託事業の実施

(1) 鳥取県親亡き後の安心サポート体制構築事業

＜事業費：4,897千円＞

「あいサポートファイルとっとり」の全県の普及と活用を図るためコーディネーターを設置し、知的障がい者の保護者や医療機関、学校などの関係機関に周知する取り組みを進める。

あわせて、「親亡き後」の課題も含めて地域で安心して暮らせるための具体的な支援について委員会を設置し検討する。

[事業内容]

①「あいサポートファイルとっとり」の普及推進

・コーディネーターの配置

・普及拡大を図る普及員(地区育成会役員、知的障害者相談員等)の養成

・普及活動(説明会・書き方講座開催等：年11回、市町村・教育委員会、病院等への周知協力依頼)

②親亡き後の安心サポート体制検討委員会の開催

年3回程度

(2) 鳥取県知的障害者相談員活動強化事業 <事業費：475 千円>

知的障害者相談員が地域の知的障がい者本人や家族に対して相談活動を行う上で必要な知識等を習得し資質向上を促進するとともに、活動強化を図ることを目的として研修会を開催する。

[時期・場所] 未定・中部

6 各種助成事業の実施

(1) 三交会（第59回）の開催への助成（県補助事業） <事業費：60 千円>

昭和41年から母親の研修会として毎年開催してきた。講師、助言者を交えて情報や問題を出し合い、自らの学習の場とするとともに活力ある親となる研修会を開催する。

[期日・場所] 7月15日（水） 倉吉市・エースパック未来中心

[担当] 境港市育成会

(2) 地区ふれあい研修会への助成（県補助事業） <事業費：120 千円>

知的障がい児者の保護者を対象に、各種情報を得ながら、交流・研修の機会とし、会員相互の資質の向上を図ることを目的として研修会を開催する。

[期日・場所] 東部地区 未定 担当：東部育成会

中部地区 未定 担当：倉吉市育成会

西部地区 未定 担当：米子市育成会

(3) 地区育成会への助成 <事業費：105 千円>

県内7地区育成会に対し、地区育成会活動振興のため助成を行うとともに、全国手をつなぐ育成会連合会が行う「地域育成会活性化のための研修等事業費助成金交付事業」を実施する市町村育成会等に助成を行う。

7 連絡調整事業

(1) 全国手をつなぐ育成会連合会との連携・協力 <事業費：321 千円>

①全国手をつなぐ育成会連合会関係会議等への出席

・定時総会 [期日・場所] 6月下旬・未定

・正会員代表者、事務局長会議 [期日・場所] 3月・未定

②第11回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会

[期日・場所] 11月1日（日） 兵庫県神戸市

③第17回権利擁護セミナー [期日・場所] 未定

④事業所協議会全国研修大会 [期日・場所] 9月19日（金） 広島県

⑤育成会フォーラム、行政説明 [期日・場所] 未定

⑥啓発キャラバン隊研修会 [期日・場所] 未定

⑦全国手をつなぐ育成会連合会賛助会員（機関誌「手をつなぐ」の講読）への加入促進

(2) 中国・四国地区手をつなぐ育成会との連携・協力 <事業費：227 千円>

①第14回手をつなぐ育成会中国・四国大会

[期日・場所] 11月15日（日） 徳島県

②中国・四国地区手をつなぐ育成会代表者会議への出席（年4回程度）

(3) 関係団体との連携・協力

- ①関係団体等の行う各種事業に参加・協力して、知的障がい者福祉の推進ネットワークを進める。
- ②関係機関・団体の各種委員会委員就任、協力

8 保護者互助会事業の実施

<事業費：3,390千円>

知的障がい児者が入院し、付添い介護を要するとき、その付添い介護料等の給付を行う互助事業を実施する。

(1) 付添介護料・入院見舞金・弔慰金の給付

掛金の額（掛金会員）		年額	12,000円
給	付添介護料 （60日を限度）	1日	8,000円
		※付添介護人を雇用した場合は	
付	入院見舞金 （60日を限度）	1日	10,000円
		1日	2,000円
		弔慰金	

(2) 運営委員会の開催 年2回

新規

(3) 全国知的障害者互助会連絡協議会全国大会の開催

[期日・場所] 11月 鳥取市

*加入都道府県：長野県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県

9 表彰の実施

<事業費：126千円>

(1) 表彰

- ①知的障がい者福祉の増進に功績のあった方及び模範となる本人に対し、表彰（感謝）を行うとともに関係団体の表彰候補者の推薦を行う。

	表彰区分	推薦時期	人数	備考
	鳥取県手をつなぐ育成会会長表彰	6月	30人	県民総合福祉大会
推 薦	全国手をつなぐ育成会連合会全国大会表彰	5月	1人	全国大会
	中国・四国地区大会表彰	6月	3人	中国四国大会
	鳥取県知事表彰	6月	3人	県民総合福祉大会
	鳥取県社会福祉協議会会長表彰	6月	3人	県民総合福祉大会
	厚生労働大臣表彰	7月	1人	全国社会福祉大会

- ②芸術や文化、スポーツに優秀な成績を収めた本人に対し、表彰を行う。

10 組織の基盤強化と制度・予算要望の実施

(1) 組織の基盤強化

① 会員（正会員・賛助会員）の加入促進

組織の基盤強化と安定的な財源確保のため、各地区育成会や、施設及び学校等の保護者会の協力を得て、新規会員の加入促進を図る。

(2) 国・県等に対する制度・予算要望の実施

① 令和9年度鳥取県社会福祉制度・予算の要望

② 予算確保に対する県議会政党・会派への要望

③ 全国育成会連合会との連携による国への制度・予算要望

11 その他

(1) 社会的責任の遂行

① あいサポート団体認定 認定日：令和4年1月19日

② とっとりSDGsパートナー 認定日：令和5年3月9日

令和8年度鳥取県手をつなぐ育成会関係主要行事予定

2026.02.19 現在 ※現時点での予定であり変更することがあります。

	行 事	日 程	備 考(場所)
鳥 取 県	監事会	5月 1日(金)	鳥取市 福祉人材研修センター
	第1回正副会長会		
	第1回理事会	5月15日(金)	倉吉市 倉吉体育文化会館
	定期(第1回)総会	6月12日(金)	(仮)鳥取市 福祉人材研修センター
	第2回理事会		
	第2回正副会長		
	第59回三交会(保護者研修会)	7月15日(水)	倉吉市 エースパック未来中心
	県民総合福祉大会 *育成会70周年記念大会	8月26日(水)	倉吉市 エースパック未来中心
	第29回鳥取県手をつなぐスポーツ祭り	9月26日(土)	湯梨浜町 ハワイ夢広場 他
	全国知的障害者互助会連絡協議会全国大会	11月	鳥取市
	第17回ふれんず大会鳥取大会		
	知的障害者相談員研修会		
	権利擁護勉強会		
	第 回理事会	12月11日(金)	倉吉市 倉吉体育文化会館
臨時(第2回)総会	1月13日(水)	倉吉市 倉吉体育文化会館	
中国・四国	第14回手をつなぐ育成会中国・四国大会 徳島大会	11月15日(日) ※14日懇親会	徳島県
全 国	第11回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会 神戸大会	11月 1日(日)	兵庫県神戸市
	第17回権利擁護セミナー		
	啓発キャラバン隊研修会		

※空欄は未定

【第13回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会鳥取大会】

2028年(令和10年) 11月11日(土)・12日(日) 鳥取市・とりぎん文化会館

令和8年度予算書(案)
令和8年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益			
特定資産受取利息			
受取入会金	50,000	50,000	0
受取入会金	50,000	50,000	0
受取会費	1,878,000	2,101,000	△ 223,000
正会員会員受取会費	1,588,000	1,859,000	△ 271,000
団体会員受取会費	150,000	110,000	40,000
賛助会費受取会費	140,000	132,000	8,000
受取掛金	3,120,000	3,600,000	△ 480,000
受取掛金	3,120,000	3,600,000	△ 480,000
事業収益	0	0	0
事業収益	0	0	0
受取補助金等	5,596,000	5,035,000	561,000
受取地方公共団体補助金	5,298,000	4,798,000	500,000
受取民間助成金	298,000	237,000	61,000
受取委託金	5,372,000	4,814,000	558,000
受取委託金	5,372,000	4,814,000	558,000
受取負担金	140,000	200,000	△ 60,000
受取負担金	140,000	200,000	△ 60,000
受取参加費	120,000	0	120,000
受取参加費	120,000	0	120,000
雑収益	35,000	101,000	△ 66,000
受取利息	30,000	30,000	0
雑収益	5,000	71,000	△ 66,000
経常収益計	16,311,000	15,901,000	410,000
(2) 経常費用			
事業費	15,780,000	16,653,000	△ 873,000
給料手当	1,731,000	2,014,000	△ 283,000
会議費	378,000	463,000	△ 85,000
旅費交通費	824,000	967,000	△ 143,000
通信運搬費	461,000	427,000	34,000
消耗品費	1,239,000	1,374,000	△ 135,000
印刷製本費	1,280,000	1,501,000	△ 221,000
使用料・賃借料	1,215,000	914,000	301,000
保険料	30,000	37,000	△ 7,000
諸謝金	454,000	562,000	△ 108,000
租税公課	0	0	0
支払負担金	361,000	344,000	17,000
支払助成金	1,703,000	1,841,000	△ 138,000
支払参加費	10,000	10,000	0
支払分担金	10,000	10,000	0
支払給付金	2,238,000	2,850,000	△ 612,000
委託費	3,638,000	3,142,000	496,000
手数料	208,000	197,000	11,000
管理費	2,536,000	2,597,000	△ 61,000
給料手当	397,000	511,000	△ 114,000
会議費	19,000	28,000	△ 9,000
旅費交通費	802,000	683,000	119,000
通信運搬費	129,000	119,000	10,000
消耗品費	18,000	18,000	0
印刷製本費	79,000	193,000	△ 114,000
使用料・賃借料	137,000	111,000	26,000
諸謝金	142,000	142,000	0
支払負担金	117,000	131,000	△ 14,000
支払分担金	418,000	429,000	△ 11,000
支払参加費	174,000	95,000	79,000
手数料	33,000	66,000	△ 33,000
雑費	1,000	1,000	0
慶弔費	50,000	50,000	0
租税公課	20,000	20,000	0
経常費用計	18,316,000	19,250,000	△ 934,000

令和 8 年 度 予 算 書 (案)
令和8年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,005,000	△ 3,349,000	1,344,000
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,005,000	△ 3,349,000	1,344,000
2. 経常外増減の部			0
(1)経常外収益			0
経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			0
経常外費用			0
特定資産積立費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額			0
当期一般正味財産増減額	△ 2,005,000	△ 3,349,000	1,344,000
一般正味財産期首残高	36,257,775	37,399,775	△ 1,142,000
一般正味財産期末残高	34,252,775	34,050,775	202,000
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等			0
一般正味財産への振替額			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	34,252,775	34,050,775	202,000

令和8年度予算書内訳表(案)
令和8年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引 控除	合 計
	研修事 業	社会啓 発事業	社会参 加促進 事業	小計	その他 事業	互助会 事業	小計			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取入会金	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	50,000
受取入会金	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	50,000
受取会費	0	0	0	0	335,000	0	335,000	1,543,000	0	1,878,000
正会員会員受取会費	0	0	0	0	335,000	0	335,000	1,253,000	0	1,588,000
団体会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	150,000	0	150,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	140,000	0	140,000
受取掛金	0	0	0	0	0	3,120,000	3,120,000	0	0	3,120,000
受取掛金	0	0	0	0	0	3,120,000	3,120,000	0	0	3,120,000
受取補助金等	120,000	270,000	4,738,000	5,128,000	368,000	100,000	468,000	0	0	5,596,000
受取地方公共団体補助金等	0	270,000	4,738,000	5,008,000	290,000	0	290,000	0	0	5,298,000
受取民間助成金	120,000	0	0	120,000	78,000	100,000	178,000	0	0	298,000
受取委託金	0	0	0	0	5,372,000	0	5,372,000	0	0	5,372,000
受取委託金	0	0	0	0	5,372,000	0	5,372,000	0	0	5,372,000
受取負担金	0	0	140,000	140,000	0	0	0	0	0	140,000
受取負担金	0	0	140,000	140,000	0	0	0	0	0	140,000
受取参加費	0	0	0	0	0	120,000	120,000	0	0	120,000
受取参加費	0	0	0	0	0	120,000	120,000	0	0	120,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	35,000	0	35,000
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	5,000
経常収益計	120,000	270,000	4,878,000	5,268,000	6,075,000	3,390,000	9,465,000	1,578,000	0	16,311,000
(2) 経常費用										
事業費	229,000	662,000	5,424,000	6,315,000	6,075,000	3,390,000	9,465,000		0	15,780,000
給料手当	69,000	104,000	1,036,000	1,209,000	122,000	400,000	522,000		0	1,731,000
会議費	3,000	3,000	219,000	225,000	36,000	117,000	153,000		0	378,000
旅費交通費	4,000	46,000	298,000	348,000	286,000	190,000	476,000		0	824,000
通信運搬費	21,000	42,000	178,000	241,000	157,000	63,000	220,000		0	461,000
消耗品費	70,000	10,000	856,000	936,000	293,000	10,000	303,000		0	1,239,000
印刷製本費	10,000	210,000	335,000	555,000	566,000	159,000	725,000		0	1,280,000
使用料・賃借料	14,000	236,000	782,000	1,032,000	116,000	67,000	183,000		0	1,215,000
保険料	0	0	30,000	30,000	0	0	0		0	30,000
諸謝金	30,000	0	130,000	160,000	244,000	50,000	294,000		0	454,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0		0	0
支払負担金	6,000	9,000	87,000	102,000	253,000	6,000	259,000		0	361,000
支払助成金	0	0	1,393,000	1,393,000	310,000	0	310,000		0	1,703,000
支払参加費	0	0	0	0	0	10,000	10,000		0	10,000
支払分担金	0	0	0	0	0	10,000	10,000		0	10,000
支払給付金	0	0	0	0	0	2,238,000	2,238,000		0	2,238,000
委託費	0	0	0	0	3,638,000	0	3,638,000		0	3,638,000
手数料	2,000	2,000	80,000	84,000	54,000	70,000	124,000		0	208,000
管理費								2,536,000	0	2,536,000
給料手当								397,000	0	397,000
会議費								19,000	0	19,000
旅費交通費								802,000	0	802,000
通信運搬費								129,000	0	129,000
消耗品費								18,000	0	18,000
印刷製本費								79,000	0	79,000
使用料・賃借料								137,000	0	137,000
諸謝金								142,000	0	142,000
支払負担金								117,000	0	117,000
支払分担金								418,000	0	418,000
支払参加費								174,000	0	174,000
手数料								33,000	0	33,000
雑費								1,000	0	1,000
慶弔費								50,000	0	50,000
租税公課								20,000	0	20,000
経常費用計	229,000	662,000	5,424,000	6,315,000	6,075,000	3,390,000	9,465,000	2,536,000	0	18,316,000

令和8年度予算書内訳表(案)
令和8年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引 控除	合 計
	研修事 業	社会啓 発事業	社会参 加促進 事業	小計	その他 事業	互助会 事業	小計			
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 109,000	△ 392,000	△ 546,000	△ 1,047,000	0	0	0	△ 958,000	0	△ 2,005,000
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 109,000	△ 392,000	△ 546,000	△ 1,047,000	0	0	0	△ 958,000	0	△ 2,005,000
2. 経常外増減の部										0
(1) 経常外収益										0
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										0
経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産積立費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 109,000	△ 392,000	△ 546,000	△ 1,047,000	0	0	0	△ 958,000	0	△ 2,005,000
一般正味財産期首残高	△ 25,196	△ 749,132	5,509,053	4,734,725	0	27,743,667	27,743,667	3,779,383	0	36,257,775
一般正味財産期末残高	△ 134,196	△ 1,141,132	4,963,053	3,687,725	0	27,743,667	27,743,667	2,821,383	0	34,252,775
II 指定正味財産増減の部										0
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 134,196	△ 1,141,132	4,963,053	3,687,725	0	27,743,667	27,743,667	2,821,383	0	34,252,775

令和8年度事業予算額内訳表

(単位:円)

経理区分	事業区分	事業内容	経常収益財源内訳						経常収益 合計	経常費用 合計	正味財産 増減額	
			会費	互助会 掛金	補助金	助成金	委託金	負担金・利 息等				
実施事業 等会計	研修事業	権利擁護勉強会				120,000			120,000	229,000	△ 109,000	
	普及啓発事業	育成とつとり県会報発行等			270,000				270,000	662,000	△ 392,000	
	社会参加事業	スポーツ祭り大会			3,038,000			140,000		3,178,000	3,449,000	△ 271,000
		本人大会			300,000					300,000	557,000	△ 257,000
		レクリエーション開催			1,400,000					1,400,000	1,418,000	△ 18,000
		計	0	0	5,008,000	120,000	0	140,000	5,268,000	6,315,000	△ 1,047,000	
その他 会計	その他事業	相談員推進活動研修					475,000		475,000	475,000	0	
		助成事業(三交会等)	187,000		140,000				327,000	327,000	0	
		安心サポート体制整備事業					4,897,000		4,897,000	4,897,000	0	
		機関誌取扱	3,000			78,000			81,000	81,000	0	
		県民総合福祉大会(表彰)	145,000		150,000				295,000	295,000	0	
互助会事業	保護者互助会		3,170,000	100,000			120,000	3,390,000	3,390,000	0		
		計	335,000	3,170,000	390,000	78,000	5,372,000	120,000	9,465,000	9,465,000	0	
法人会計	法人会計	事務諸費	993,000					35,000	1,028,000	1,516,000	△ 488,000	
		総会・理事会・部会活動等	549,000						549,000	549,000	0	
		慶弔費・分担金等	1,000						1,000	471,000	△ 470,000	
		計	1,543,000	0	0	0	0	35,000	1,578,000	2,536,000	△ 958,000	
	合計	1,878,000	3,170,000	5,398,000	198,000	5,372,000	295,000	16,311,000	18,316,000	△ 2,005,000		

議案第3号

定款の変更について

(提案理由)

6月開催の定期総会において、議長の選出について御意見がありました。このことについて、9月26日開催の第2回理事会において協議し、議長の選出を一般会員にも広げることとし、別紙のとおり定款変更を行いたいので、承認願いたい。併せて「書面による議決権の行使等」についても、別紙のとおり変更したいので承認願いたい

(説明資料)

「定款 新旧対照表 (案)」 P 2 0

「定款 (案)」 P 2 1 ~ 2 8

一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 定款 新旧対照表 (案)

改正後	現 行
<p>第4章 総 会</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 総会の議長は、当該総会において、<u>正会員及び一般会員</u>の中から選出する。</p> <p>(書面による議決権の行使等)</p> <p>第19条 会議に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員もしくは別に定める<u>一般会員</u>を代理人として議決権を行使することができる。この場合において第18条の規定の適用については、書面をもって議決権を行使し、又は代理人により議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p><u>この定款の変更は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第4章 総 会</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。</p> <p>(書面による議決権の行使等)</p> <p>第19条 会議に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において第18条の規定の適用については、書面をもって議決権を行使し、又は代理人により議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。</p>

一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 定款 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障がい者（知的障がいのある児童を含む。以下同じ。）に対する県民の理解を深めるとともに、県内におけるその育成環境の整備に努め、もって知的障がい者が豊かに暮らせる社会を実現し、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会啓発事業
- (2) 福祉相談事業
- (3) 社会参加促進のための事業
- (4) 関係団体支援事業
- (5) 会報その他関係文献の刊行事業
- (6) 調査研究研修事業
- (7) この法人の構成員が扶養する知的障がい者並びにこれに準ずる者の相互扶助事業
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する議決権を有する個人又は団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業への参加・利用を主とする個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 正会員および一般会員の範囲について必要なことは理事会において別に定める。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年度、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において、正会員及び一般会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 19 条 会議に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項につい

て、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員もしくは別に定める一般会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において第 18 条の規定の適用については、書面をもって議決権を行使し、又は代理人により議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された 2 人以上の議事録署名者は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 15 人以内
- (2) 監事 2 人以内

(役員を選任)

第 22 条 この法人の理事は、この法人の正会員及び一般会員の中から総会の決議によって選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総会において総正会員の議決権の過半数の決議をもって、正会員及び一般会員以外の者から選任することを妨げない。

(会長等の選定)

第 23 条 この法人に会長 1 名、副会長 3 名、常務理事 1 名を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長及び常務理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 8 章 顧問

(顧問)

第 36 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めて選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応える。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は秋本和彦、副会長は明場辰紀、植村ゆかり、大谷喜博、常務理事は小林裕幸とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が 4 月 1 日である場合を除き、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

附 則

この定款の変更は、平成 29 年 3 月 25 日から施行する。

この定款の変更は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

この定款の変更は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障がい者（知的障がいのある児童を含む。以下同じ。）に対する県民の理解を深めるとともに、県内におけるその育成環境の整備に努め、もって知的障がい者が豊かに暮らせる社会を実現し、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会啓発事業
- (2) 福祉相談事業
- (3) 社会参加促進のための事業
- (4) 関係団体支援事業
- (5) 会報その他関係文献の刊行事業
- (6) 調査研究研修事業
- (7) この法人の構成員が扶養する知的障がい者並びにこれに準ずる者の相互扶助事業
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する議決権を有する個人又は団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業への参加・利用を主とする個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 正会員および一般会員の範囲について必要なことは理事会において別に定める。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年度、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 19 条 会議に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項につい

て、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において第 18 条の規定の適用については、書面をもって議決権を行使し、又は代理人により議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された 2 人以上の議事録署名者は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 15 人以内
- (2) 監事 2 人以内

(役員を選任)

第 22 条 この法人の理事は、この法人の正会員及び一般会員の中から総会の決議によって選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総会において総正会員の議決権の過半数の決議をもって、正会員及び一般会員以外の者から選任することを妨げない。

(会長等の選定)

第 23 条 この法人に会長 1 名、副会長 3 名、常務理事 1 名を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長及び常務理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障が

あるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 8 章 顧問

(顧問)

第 36 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めて選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応える。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない

い。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は秋本和彦、副会長は明場辰紀、植村ゆかり、大谷喜博、常務理事は小林裕幸とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が 4 月 1 日である場合を除き、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

附 則

この定款の変更は、平成 29 年 3 月 25 日から施行する。

この定款の変更は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会 定款細則

第1章 会員

第1条 定款第6条に規定する正会員、一般会員及び賛助会員の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 正会員（個人）の範囲

- イ 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、東部地区、中部地区、西部地区を単位とする育成会組織（以下「地区育成会」という。）及び次号に規定する団体に所属又は利用する知的障がい者の保護者及び本人から選出された者
- ロ 一般会員で理事に選任された者

(2) 正会員（団体）の範囲

- イ 福祉施設
- ロ 特別支援学校等
- ハ 社会福祉、保健衛生、医療、教育関係機関
- ニ 社会福祉、保健衛生、医療、教育に関係ある団体（以下「社会福祉等関係団体」という。）
- ホ その他理事会が認めたもの

(3) 一般会員（個人）の範囲

- イ 知的障がい者の保護者及び支援者
- ロ 学識経験者
- ハ 本人

(4) 一般会員（団体）の範囲

- イ 地区育成会

(5) 賛助会員（個人）の範囲

- イ 福祉施設の役員及び職員
- ロ 特別支援学校等の職員
- ハ 社会福祉、保健衛生、医療、教育関係公務員
- ニ 社会福祉等関係団体の役員及び職員
- ホ 民生委員・児童委員等社会福祉奉仕者

(6) 賛助会員（団体）の範囲

- イ 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、東部地区、中部地区、西部地区を単位とする育成会組織（以下「地区育成会」という。）が推薦するもの
- ロ その他理事が推薦するもの

第2条 正会員（個人又は団体）の議決権は、次の各号のとおりとする。

(1) 正会員（個人）

前条2項に規定する団体から1名を選出することとし、個人会員数が50名を超える毎に1名増

とする。ただし、やむを得ず選出できない場合は、この限りではない。

なお、地区育成会については、別に定める。

(2) 正会員（団体）

団体の代表1名とする。

第3条 会員になろうとするものは、入会申込書により、定款第7条に規定する入会手続きを経なければならぬ。

第4条 会員は、正会員、一般会員及び賛助会員に区分して登録する。

2 会員が定款第9条又は第10条の規定により、退会又は除名となった場合は登録を解除する。

第2章 会費

第5条 定款第8条に規定する会員が納入する会費の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 正会員及び一般会員の会費の額

イ 第1条第1項第1号の正会員（個人）及び第3号の一般会員（個人）

1人（年額） 2,000円

ロ 第1条第1項第2号の正会員（団体）及び第4号の一般会員（団体）

1口（年額） 5,000円

(2) 賛助会員の会費の額

イ 第1条第1項第5号の賛助会員（個人）

1口（年額） 1,000円

ロ 第1条第1項第6号の賛助会員（団体）

1口（年額） 5,000円

第6条 会員は、前条に定める会費を毎年度7月末日までに納入するものとする。ただし、7月末日以降に新しく入会した会員については、その都度納入するものとする。

2 会費の納入方法は、次の各号に掲げるもののほかは直接本会に納入するものとする。

(1) 第1条第1項第1号の正会員及び第3号の一般会員については、次のとおりとする。

イ 福祉施設の保護者会に所属するものは、各施設を通じて納入するものとする。

ロ 特別支援学校等のPTAに所属するものは、各特別支援学校等を通じて納入するものとする。

ハ 福祉施設の保護者会又は特別支援学校等のPTAに所属しない者は、各地区育成会を通じて納入するものとする。

(2) 第1条第1項第5号のイの賛助会員については、各福祉施設を通じて納入するものとする。

(3) 第1条第1項第5号のロの賛助会員については、各特別支援学校等を通じて納入するものとする。

(4) 第1条第1項第5号のハからホまでの賛助会員及び第6号の賛助会員については、各地区育成会を通じて納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず特別の事情があり、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

第3章 役員

第7条 監事は、理事会において正会員及び一般会員中より推薦し、総会において選任する。

第4章 会務の分掌

第8条 本会は、相互の連絡協調を図り、もって知的障がい者の福祉増進を資する目的を達成するために、会務を分掌して、その遂行にあたるものとする。

2 本会に、次の3部会を置く。

(1) 組織部（組織に関する事項を担当）

(2) 事業部（事業の企画と運営に関する事項を担当）

(3) 本人支援部（本人部会に関する支援を担当）

3 各部の業務を処理するため、それぞれ15人以内の部員を置く。

4 部員は正会員及び一般会員中より会長が委嘱する。

5 部員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 部員に欠員を生じたときの補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 部会は、必要な都度会長が招集する。

8 本人部会を置く。この部会の会則は別に定める。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年2月20日から施行する。

鳥取県手をつなぐ育成会 会員一覧

No.	育成会・施設・学校名	〒	所在地	電話
1	鳥取市手をつなぐ育成会	680-0845	鳥取市富安2-96 市社協内	0857-27-3338
2	米子市手をつなぐ育成会	683-0811	米子市錦町1-139-3 市社協内	0859-23-5490
3	倉吉市手をつなぐ育成会	682-0872	倉吉市福吉町1400 市社協内	0858-23-5600
4	境港市障がい児(者)育成会	684-0043	境港市竹内町40 市社協内	0859-45-6116
5	東部心身障害児(者)育成会	689-1402	八頭郡智頭町1970-24 春摘様方	0858-75-2867
6	中部手をつなぐ育成会	689-2205	東伯郡北栄町瀬戸187 フレンズ内	0858-37-5571
7	西部手をつなぐ育成会	689-3302	西伯郡大山町上野182 山根様方	0859-53-3804
8	若草学園	680-0947	鳥取市湖山町西1-516	0857-28-1233
9	松の聖母学園	689-0206	鳥取市白兔12-1	0857-59-0361
10	かめの会作業所	680-0912	鳥取市南栄町203-11	0857-68-2558
11	伏野つばさ園	689-0201	鳥取市伏野2259-43	0857-59-1911
12	鹿野かちみ園	689-0425	鳥取市鹿野町今市1078	0857-84-2033
13	鹿野第二かちみ園	689-0426	鳥取市鹿野町寺内102	0857-84-3267
14	さざなみ作業所	680-0804	鳥取市田島814	0857-27-3665
15	敬仁会館	682-0023	倉吉市山根55-39	0858-26-0480
16	皆成学園	682-0854	倉吉市みどり町3564-1	0858-22-7188
17	希望の家・若竹の家	682-0854	倉吉市みどり町3576-1	0858-22-2978
18	トーゲン倉吉	682-0911	倉吉市寺谷331	0858-22-0211
19	ボン・チャンス	682-0018	倉吉市福庭町1-365	0858-26-7530
20	羽合ひかり園	682-0713	東伯郡湯梨浜町光吉9-2	0858-35-2435
21	もみの木園	683-0103	米子市富益町4660	0859-28-8470
22	もみの木作業所	683-0103	米子市富益町4722	0859-28-9174
23	皆生やまと園・えがお	683-0002	米子市皆生新田2丁目3-1	0859-36-8155
24	祥福園	683-0312	西伯郡南部町福成3293	0859-66-5171
25	わかとり作業所	683-0312	西伯郡南部町福成3290-3	0859-39-6010
26	セルプひの	689-4503	日野郡日野町根雨341-1	0859-77-0018
27	鳥取大学附属特別支援学校	680-0947	鳥取市湖山町西2-149	0857-28-5897
28	白兔養護学校	689-0201	鳥取市伏野1550-1	0857-59-0585
29	県立倉吉養護学校	682-0836	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500
30	うぶみ苑多機能型事業所	680-0947	鳥取市湖山町西1-516-3	0857-28-5741
31	たんぽぽ	680-0425	八頭郡八頭町井古35	0858-72-2558
32	若ざくらふれあい作業所	680-0701	八頭郡若桜町若桜1247-1	0858-76-5035
33	鳥取青少年ピアサポート	680-0806	鳥取市薬師町46-3	0857-30-1201
34	智頭作業所	689-1402	八頭郡智頭町智頭1795-1	0858-75-3886
35	とっとり福祉サービス有限公司	680-0824	鳥取市行徳3丁目317	0857-39-1060
36	楽	682-0022	倉吉市上井町1-12	0858-24-5066
37	フレンズ	689-2205	東伯郡北栄町瀬戸187	0858-37-5571
38	柿木村福祉会	689-3224	西伯郡大山町高田1685-3	0859-54-5454
39	小竹の郷	689-3203	西伯郡大山町小竹1297-19	0859-54-2765
40	あかり広場	683-0001	米子市皆生温泉2-2-8	0859-35-0505
41	鳥取県知的障害者福祉協会	689-0201	鳥取市伏野1729-5	0857-59-6344